

平成 25 年 5 月 27 日

生駒市議会議長 中谷尚敬様

請願者

生駒市議会の運営及び議員活動に係る基本条例（案）に関する請願書

1. 要旨

6月定例会にて提案される予定の生駒市議会の運営及び議員活動に係る基本条例(案) (以下、条例案) について、第13条の見出し及び第2項を下記のように修正していただきたく、審査のほど何卒よろしくお願い申し上げます。

記

(質問及び意見陳述)

第13条

(第1項略)

2 議長から本会議及び委員会に出席を要請された市長等は、議員の質問に対して、その趣旨確認のための質問ならびに論点及び争点を明確にするための質問をすることができる。

2. 理由

条例案第13条第2項において、市長等が議員の質問に対し趣旨確認のための質問をすることができる旨定められておりますが、真に活発で建設的な議論を行うためには、趣旨確認のための質問だけでは不十分であると思われます。最低限、論点および争点を明確にするための質問が行えて初めて、建設的な議論と言えるのではないのでしょうか。市長等との間に情報量の格差があったとしても、論点及び争点を明確にするための質問には答えられるはずでず。

また、4月27日に行われました条例案の説明会での説明によると、条例案第13条第2項は、上牧町議会基本条例の第7条第2項「議長から本会議及び委員会への出席を要請された町長等は、議長又は委員長の許可を得て、論点を分かりやすくするため、議員の質問及び質疑に対して反問することができる。」と同趣旨である、とのことでした。であれば、論点を明確にするための質問は当然許されるものと思われます。よって、市長等が議員の質問に対し論点及び争点を明確にするための質問を行える旨を明文化すべきと考えます。

以上